

チェコの老齡年金制度*

池本 修一

■ 要約

チェコの老齡年金制度は、確定給付型・賦課方式を採用した公的基礎年金(第1層)と、確定拠出型の年金ファンド(第2層)で構成されている。年金会計は90年代半ばまでは黒字だったが、(1)少子高齢化による受給対象人口の増大、(2)拠出率の引き下げ、(3)早期退職制度の導入、(4)90年代半ばの景気後退による失業者の増大による年金会計の悪化、などにより現在のチェコにおける年金財政は逼迫している。そのため政府は現行制度に加え、確定拠出型の職業別年金ファンドや個人年金、例えば積立方式個人口座など新たな年金スキームを導入することによって世代間扶養の割合を減少させて公的基礎年金制度を維持しようと図っている。しかしながら現政治体制のもとではこうしたコンセンサスを得ることが容易でなく、世代間利害調整の難しさを露呈させている。

■ キーワード

公的基礎年金、年金ファンド、少子高齢化、世代間利害

I はじめに

チェコはヨーロッパ大陸の中央に位置する面積約7.9万平方キロメートル、人口約1000万人の内陸国である。第2次世界大戦前は世界有数の工業国として知られ、現在でも自動車、電気機械など製造業を中心とした工業国である。1948年に共産党政権が樹立して以来1989年まで約40年間、ソ連型の社会主義体制が存続した。現在のチェコは、1989年の東欧革命を契機に共産党政権が崩壊して、これまでの社会主義政治経済体制から民主主義、市場メカニズムを基本とした新たな政治経済体制への転換の途上にある。このような体制転換は人類史上はじめての壮大な実験であり、当然のことながらマニュアルが存在しないために、チェコをはじめとする旧社会主義諸国は、新たな社会を構築するために10数年経過した現在も日々、試行錯誤を続けているのが現状である。

チェコにおける体制転換プロセスを振り返ると、初期段階に政権の中枢にいたクラウス首相(現在は大統領)が、1990年から1997年末まで一貫して市場メカニズムを重視したいわゆる急進的経済改革を実施した点が大きな特色となっている。1998年にはこれまでのクラウス政権と対照的に社会民主党(以下、略して社民党)が政権に就いたことから、チェコの政治経済状況は大きく変化した。クラウス政権の基本戦略である「小さな政府」「市場メカニズム重視」体制から、政府主導の産業政策導入など政府の役割が見直され、外資誘致政策、社会保障政策などの改革に着手し始めている。

1989年から現在(2003年6月)までを概観すると、チェコでは1998年を境に大きな変化が政治経済面で見てとることができる。これは1997年5月に発生した通貨危機を契機に、これまでマイクロレベルの経済改革を軽視して、緊縮マクロ経済政策の堅持に固執してきたことから、銀行や企業が抱える

膨大な不良債権の露呈や企業リストラの遅延がもたらした旧国営企業改革の未着手問題が表面化した。1997年末にクラウスは更迭され、翌1998年6月に社民党が政権の座についたものの、同政権はこうした負の遺産の清算すなわち本格的な構造改革をせざるを得ない状況下からの出発であったともいえよう¹⁾。

ところで体制転換プロセスの研究を経済面から振り返ると、まず体制転換初期段階では、マクロ経済政策の是非、改革論争が主な関心事であったといえよう。そのあと90年代前半から後半にかけては、国有企業のリストラ、私有化が主な関心事であった。そして体制転換後期といえる現在では、上記の改革が成否はともかくおおむね終了し、次の関心事が国内政策では社会保障改革そして対外的には海外直接投資とEU加盟問題に移っている。後2者は別項に譲るとして、日本だけでなく世界的に世代間の利害問題として注目されている社会保障問題、特に年金改革問題は、チェコにおいては、特に膨大な国内債務を抱える現在、年金の財源との関連で国民の重大な関心事となっている。

そこで、本稿では、チェコにおける年金制度、特に老齢年金制度に関して、その制度の特色と問題点を中心に、1990年以降の体制転換プロセスの時期に絞って、包括的に検討したい。

II 公的年金制度

はじめに、現在のチェコの老齢年金制度について概略したい。高齢化社会に関しては後述するが、チェコでも高齢化が進行しており、表1によると老齢人口は約18パーセントに達している。また1999年の人口の自然増加率はマイナス2.3パーミルとなっており、ここでは将来的に人口減少と高齢化が予測される状況であることだけ指摘するにとどめたい。

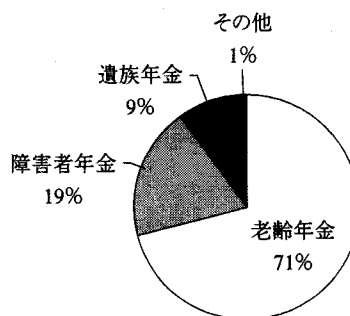
こうしたなか、チェコの年金制度は老齢年金、

障害者年金、寡婦年金、孤児年金その他で構成されている。年金受給者は1999年末で318.4千人、うち老齢年金が189.2万人と年金受給者の59.4パーセントとなっている(表2参照)。また1999年の年金関連支出をみると老齢年金支出が全年金支出の71.5パーセントとなっている(図1参照)。

表1 社会保障基礎データ1(1999年)

面積(km ²)	78,866
人口(千人)	10,278
人口密度(km ²)	130
就業人口(千人)	5,408
60歳以上老齢人口(千人)	1,873
平均寿命男性	71.4
平均寿命女性	78.1
生誕者数	89,471
生誕率(‰)	8.7
死亡者数	109,768
死亡率(‰)	10.7
自然増減	-20,297
自然増減率(‰)	-2.0
社会増加数	8,774
社会増減率(‰)	0.9
人口増加数	-11,523
人口増加率(‰)	-1.1
婚姻者数	53,523
婚姻率(‰)	5.2
離婚者数	23,657
離婚率(‰)	2.3

出典：チェコ統計局 2000



出典：チェコ労働社会省 2000

図1 年金支出割合

現在のチェコの老齢年金制度は、公的基礎年金(第1層)、任意の民間年金ファンド(第2層)の2層式で構成されている(図2、表3参照)。まず第1層の公的年金に関してしてみると、加入資格は原則として一般被用者であり、財源は賦課方式(PAYG)を前提として赤字の場合には国家財政からの補填がある。スキームは原則として確定給付型(DB)で、運営管理は社会労働省となっている。年金拠出率は雇用者19.5パーセント、被用者6.5パーセント合わせて26パーセントとなっており、表3でも明らかのようにチェコの年金拠出率は欧米や日本と比較して高くなっている。保険料の算定基準は、過去10年間の月平均総所得で、上限が13000コルナ、下限が6100コルナとなっている。支給開始年齢

は、1995年に基礎年金保険法が改正され、旧制度に比較して段階的に遅らせることとなった。すなわち旧制度では、年金支給開始年齢は男子60歳、女子53(子供5人以上)～57歳(子供なし)であったが、2007年に男子62歳、女子57(子供5人以上)～61歳(子供なし)に引き上げられる。男性は1996年以降、1年ごとに2007年まで2カ月、女性は4カ月に遅らせる。すなわち2003年現在の支給開始年齢は男性が61歳4カ月、女性は55歳8カ月～59歳8カ月となる。2000年末時点で、老齢年金受給者は189万人、平均老齢年金受給額(正規受給者)は月額6300コルナ、総年金支出額は約1913億コルナ対GDP比10パーセントとなっている(表2、表4、表5参照)。

表2 年金支給者

(千人)

	老齢年金	重度身障者	軽度身障者	遺族	孤児	その他	全体
1985	1,646	349	122	636	49	49	2,850
1989	1,707	344	126	631	66	43	2,916
1990	1,737	353	130	535	66	31	2,952
1991	1,777	367	127	635	63	28	2,997
1992	1,804	382	123	637	60	26	3,033
1993	1,815	398	120	636	60	24	3,052
1994	1,811	410	117	632	60	21	3,051
1995	1,811	420	177	629	62	18	3,057
1996	1,806	408	124	656	58	n.a.	3,052
1997	1,813	398	138	680	59	n.a.	3,088
1998	1,859	392	145	695	57	n.a.	3,147
1999	1,892	385	150	682	75	n.a.	3,184

出典：チェコ労働社会省 2000

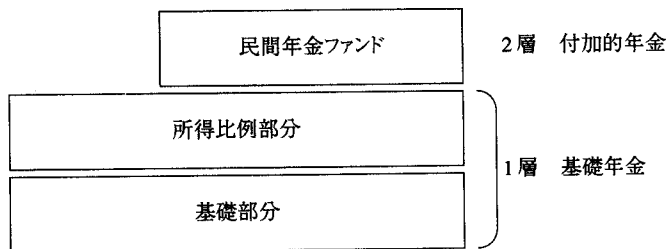


図2 チェコ老齢年金制度

表3 公的老齢年金の比較(被用者年金を中心に)

	アメリカ	ドイツ	イギリス	日本	チェコ
制度名	老齢・遺族・傷害保険(OASDI)	労働者・職員年金保険	国民保険+所得比例年金(SERPS)	国民年金+厚生年金	基礎年金+所得比例年金
対象者	一般被用者, 自営業者, 公務員	一般被用者	一般的被用者 国民保険は全国民対象)	一般被用者 (国民年金は全国民対象)	一般被用者
保険料算定対象	年間総労働報酬	年間総労働報酬	年間総労働報酬	ボーナスを除く年間労働報酬	過去10年間の月平均総所得
報酬 上限 下限	年額53400ドル 四半期540ドル	月額6300マルク 月額430マルク	週額405ポンド 週額54ポンド	月額53万円 月額8万円	月額13000コルナ 月額6100コルナ
保険料率	12.4%(労使折半, 自営業者は全額)	17.7%(労使折半)	事業主4.60~ 10.4%(累進的) 被用者9%	14.5%(労使折半)	26% (事業主19.5%, 被用者6.5%)
国庫負担	原則としてなし	1991年の61億マルクを基礎に, 純賃金と保険料率の増加に応じて対応	なし	基礎年金(国民年金)給付費の1/3	原則としてなし
適用除外	なし	なし	有	有	なし
配偶者加算	有(50%)	なし	有	有	なし
過去の賃金	再評価	再評価	再評価	再評価	再評価(過去10年間の平均賃金)
支給開始年齢	65歳	65歳	男子65歳 女子60歳	厚生年金60歳 国民年金65歳	男子61歳4カ月, 女子55歳8カ月~ 59歳8カ月(2003年)*
従前所得代替率	NA	60	単身40, 夫婦52	単身50, 夫婦69	50
スライド	物価上昇率	可処分所得上昇率	物価上昇率	物価上昇率	物価上昇率+ 平均総賃金上昇率

注: * 1996年以降, 毎年, 男子は2カ月, 女子は4カ月, 支給開始年齢を遅らせ, 2007年には男子62歳<旧制度60歳>, 女子は57歳[子供5人以上]~61歳[子供なし]<旧制度53~57歳>にする。

出典: チェコ労働社会省 2000, 田近栄治他 1996『年金の経済分析—保険の視点—』東洋経済新報社 199ページ, 厚生年金基金連合会『海外の年金制度—日本との比較検証—』12~13ページとチェコの年金制度を整理して筆者作成。

表4 老齢年金支給額

(コルナ)

	1999			2000		
	全体	男	女	全体	男	女
老齢年金: 正規支給額(平均)	5914	6557	5391	6297	6988	5735
部分的支給額(平均)	3524	3567	3521	3648	3563	3656

出典: チェコ労働社会省 2001年

表5 年金財政収支

	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
拠出率(%)	27.2	27.2	27.2	26.0	26.0	26.0	26.0	26.0
年金収入(10億コルナ)	79.7	100.0	116.6	129.8	142.2	151.4	168.7	182.2
年金支出(10億コルナ)	79.5	90.5	105.8	123.4	146.4	162.0	171.6	191.3
行政管理コスト(10億コルナ)	1.55	2.00	2.28	2.67	2.55	2.64	3.28	3.49
年金会計収支(10億コルナ)	-1.4	7.6	8.4	3.7	-6.8	-13.2	-6.0	-12.6

出典：チェコ労働社会省 2001

III 民間年金ファンド(第2層)

1994年に付加的年金保険法が下院を通過し、これまでの公的年金のみで構成されていた老齢年金制度にあらたに民間の年金ファンドの設立が承認され、2層式の年金制度が確立された。もともとチェコでは、クラウスのイニシアティブによって、国有企業の私有化をめくり、国民にクーポン(株式と交換できる有価証券)を配布して一挙に私有化を実現する方式が採用された。国民が直接、株式の売買をすることが可能ではあったが、40年間の社会主義体制下で生活していた一般国民は、株式の売買に関する知識を有するはずはなく、そのために中間金融媒介機関としてクーポンの管理・運営するために投資ファンドの設立が92年に承認された。クーポン私有化の詳細は別項に譲るが、結果的にこの投資ファンドが国民の配布されたクーポンの大半を集め、誤解を恐れずに言えば一夜にして大株主としてチェコ経済に大きな影響を及ぼす存在となった²⁾。

クラウス率いる右派の市民民主党や内外の投資家等を中心に、年金分野でも民営化の主張が強く、前述の投資ファンドや年金ファンドを起爆剤として、チェコの資本市場の活性化を目論んだのである。年金ファンド設立にはこのような背景があるのであるが、投資ファンドは、その後、投資ファンド法の不備により、投資ファンドの活動がきわめて不透明でスキャンダルが相次いだために、欧米の資本家がチェコの資本市場から相次いで撤退したこ

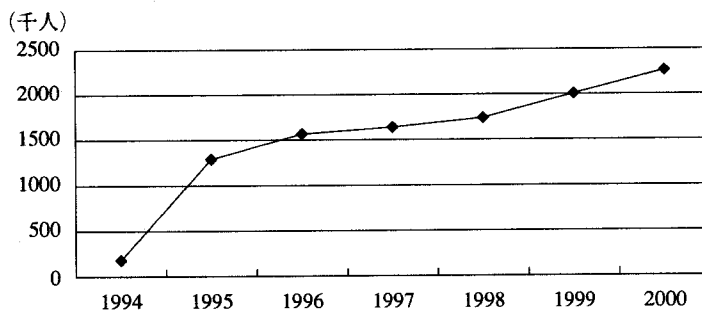
とが、上記の通貨危機の引き金となったといえよう。そのためにこの年金ファンド制度は、クラウスの意図と大きくかけ離れ、国家が年金ファンドへ大きく関与した「国家主導のファンド」という色彩が強いのである³⁾。

それでは年金ファンドの概要について検討したい。加入者資格は任意方式を採用し就業人口の約40パーセントの240万人が加入している。財源は各民間年金ファンドが独自の戦略で運営し、スキームは確定拠出型(DC)となっている。2003年現在に営業しているのは12ファンドで、95年には44を数えたファンドも財務省と証券取引委員会の指導により営業不振のファンドの清算あるいは他のファンドとの統合が進んでいる。逆に年金ファンドの資産総額は550億コルナを超え、増加傾向を示している(図3、図4、図5参照)。これは銀行利子率が下落傾向にあることから、個人資産運用の観点から年金ファンドに関心が高まったのが契機といわれている。

平均拠出率は、年金ファンド加入者については総月賃金の2.5パーセントで、これに国家が同1パーセント補助しており、したがって公的年金とあわせて年金ファンド加入労働者は、総賃金の平均約30パーセントを拠出している計算となる(図6参照)。そして月平均拠出額をみると、加入者が2001年で338コルナ、国家補助が90コルナとなっている(図7参照)。この国家による財政支援は拠出額に応じて決められており、月100-199コルナ拠出している場合には固定支給額50コルナプラス100コルナを

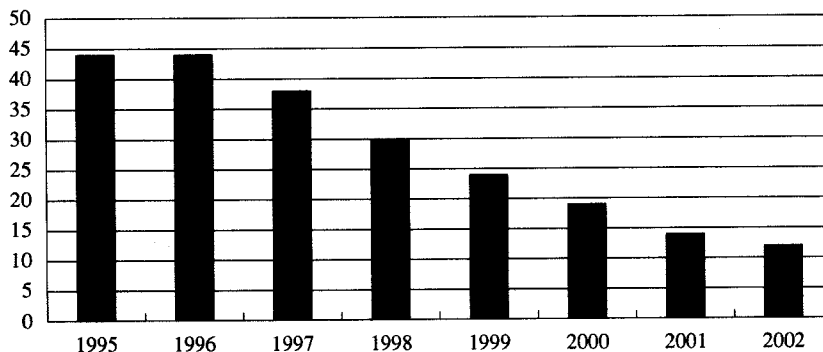
超える額の40パーセントであり、拠出額が500コルナを超える場合には国家補助金は一律150コルナとなっており、こうした点が国家主導の年金ファンドスキームといわれるゆえんである(表6参照)。

以上のように年金ファンドは順調に発展しており、政府は税控除基準を雇用者、被用者サイドともに緩和させることで、さらなる加入者の増加を目指している。



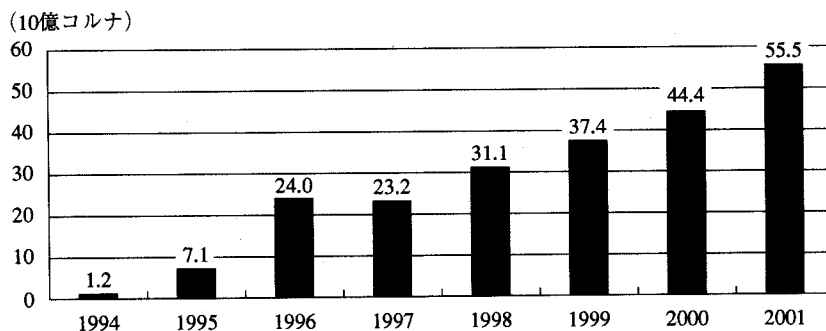
出典：チェコ労働社会省 2001

図3 年金ファンド加入者



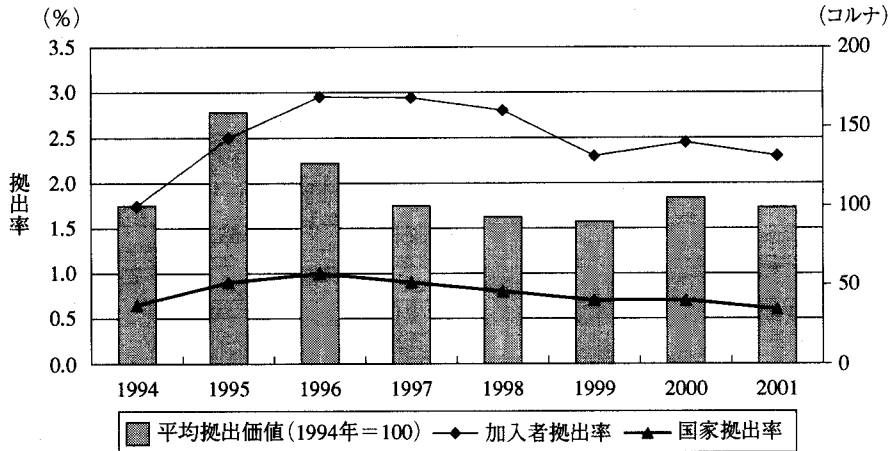
出典：チェコ労働社会省 2001, その他

図4 年金ファンド数



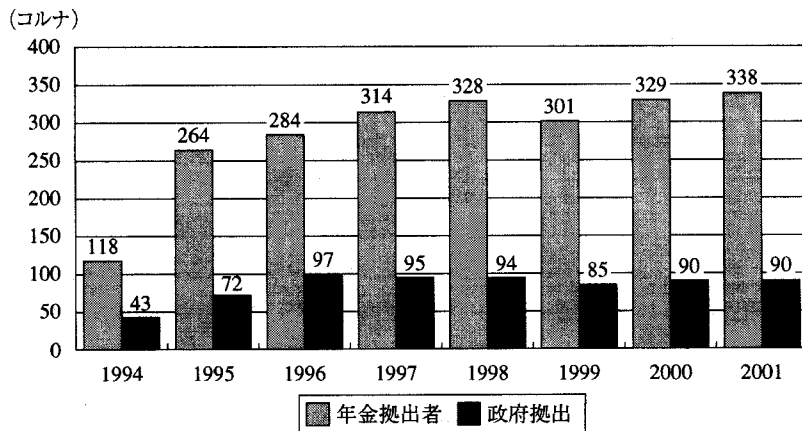
出典：チェコ労働社会省 2002

図5 年金ファンド資産総額



出典：Kral 2002, p.3.

図6 平均拠出価値と平均拠出率(対月平均総賃金)



出典：チェコ労働社会省 2002

図7 年金ファンド月平均拠出額

表6 年金ファンド国家支援額

加入者月拠出額	国家補助額
100-199 コルナ	50 コルナ + 100 コルナを超える額の40%
200-299 コルナ	90 コルナ + 200 コルナを超える額の30%
300-399 コルナ	120 コルナ + 300 コルナを超える額の20%
400-499 コルナ	140 コルナ + 400 コルナを超える額の10%
500 コルナ超	一律150 コルナ

出典：チェコ労働社会省 2001

IV 年金制度の特色と問題点

これまでチェコにおける老齢年金制度を概略してきたが、本節では本国が抱える老齢年金にかかわる問題を整理・検討したい。

1. 少子高齢化の進行

この問題は日本を含む世界共通の深刻な問題である。表1だけでなく表7の国連統計によると2010年にはチェコの老齢人口予測が23パーセン

表7 老齢人口の国際比較(65歳以上/15~64歳)

	2010	2030
チェコ	23.0	37.9
東ヨーロッパ	19.4	31.0
北ヨーロッパ	25.5	38.2
南ヨーロッパ	27.4	41.6
西ヨーロッパ	26.9	41.6
フランス	25.3	38.7
ドイツ	29.6	43.3
イタリア	31.4	49.1
スペイン	27.0	42.2
イギリス	25.9	38.3

出典：『国連世界人口予測 1950～2050年』国連 1998

ト、2030年には37.9パーセントとなっており、東ヨーロッパの中でも突出しているだけでなく、北ヨーロッパや国別ではフランスやイギリスの水準に近い数値となっている点が特色であろう⁴⁾。表7によると2030年には、15歳から64歳までの就業可能世代がその人口の4割を占める老齢人口を支えることになる。また表8では65歳以上の老齢人口が将来的に増加するのと対照的に、65歳以下の人口が減少傾向にあることがわかる。

すなわち世界共通の問題として、少子高齢化の進行が年金拠出率の引き上げと同時に年金給付額の引き下げという、国民の負担を如何に最小限にするかという課題が、旧社会主義諸国とりわけチェコでも大きな関心事となっている。特に第2次世界大戦直後に生まれたベビーブーマー世代が年金給付開始年齢に近づきつつある現在、チェコでも可及的速やかな年金制度改革が必要となる。

第II節で検討したように公的年金制度に賦課方式を採用した場合、少子高齢化によって保険料負担は大きくなり、世代間扶養が困難となる。賦課方式は、人口構成が静態的で財源が安定している場合には世代間の連帯という観点からも大きな問題はないが、老齢人口が増加した場合にその脆弱

表8 年齢別人口動態

	1995	2000	2010	2020	2030
人口	10,320,000	10,268,000	10,244,000	10,098,000	9,691,000
年齢別(%)男子:	100	100	100	100	100
0-19	28.0	24.1	20.3	19.3	18.2
20-54	52.4	54.5	52.0	49.4	45.6
55-64	9.2	10.5	14.4	12.6	15.1
65-	10.4	10.9	13.3	18.7	21.2
女子:	100	100	100	100	100
0-19	25.2	21.7	18.3	17.4	16.4
20-54	48.8	50.6	47.9	45.7	42.0
55-64	9.9	11.1	14.9	12.5	14.8
65-	16.0	16.6	18.9	24.4	26.9

出典：チェコ労働社会省 2003

表9 拠出者に対する受給者の割合(依存率)

	現行法の場合 (No.155/95)	65歳受給の場合
1996	0.48	0.48
1997	0.48	0.48
1998	0.47	0.47
1999	0.47	0.47
2000	0.48	0.48
2005	0.49	0.49
2010	0.53	0.52
2015	0.59	0.54
2020	0.64	0.57
2025	0.68	0.58
2030	0.72	0.61
2040	0.86	0.70
2050	0.93	0.78

出典：Human Development Report 1999: Czech Republic, UNDP 1999 p.118.

性が露呈する。表9で明らかなように現行法では、2050年に拠出者に対する受給者の割合は90パーセントを超えると労働社会省は予測しており、ここからチェコでも基礎年金部分を構成する賦課方式への見直しが議論されているのである。

2. チェコのミラクルと通貨・経済危機

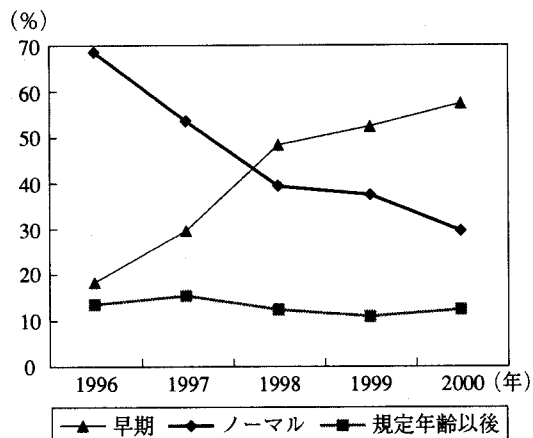
1989年11月に共産党政権が崩壊したが、これは市民中心の大規模デモが連日行なわれた結果の「無血革命」といってよかろう。そのためこの出来事は「ベルベット(ビロード)革命」と呼ばれている。また1993年にチェコとスロヴァキアが分離する際も予想以上に順調に手続が進んだために、「ベルベット離婚」と呼ばれたりしている。もともとマクロ経済バランスが他の中欧諸国よりも良好であったこともあり、チェコの体制転換プロセスの初期条件は相対的に恵まれていたといえる。1990年以降、大きな政治混乱もなく1997年末までクラウス主導の急進的改革が一貫して実施され、1995年にはGDP成長率が対前年比で6パーセント近くまで上

昇した。こうした順調な体制転換プロセスを経験したチェコは、1990年代半ばに欧米から「優等生」の評価を受けて自他ともにこうした成功を「チェコのミラクル」と呼び、結果的に1994年12月に旧社会主義国では初のOECD加盟を果たすに至っている。

90年半ばには、好調な経済パフォーマンス、低失業率、賃金(名目・実質ともに)上昇が続き、年金収入は黒字となっていた。表5によると年金会計収支は、94年に76億コルナ、95年には84億コルナ、96年には37億コルナといずれも黒字を計上している。こうした楽観ムードから1994年には早期退職制度が導入され、1996年からは年金保険拠出率を27.2パーセントから26パーセントに引き下げられたのである(表5参照)。

しかしながら1997年に通貨危機が発生し、それを契機に金融セクターや旧国有企業の不良債権問題が露呈するなど、通貨危機が経済全体に波及した。年金会計収支も97年には一転して68億コルナの赤字を計上、98年には132億コルナの赤字となるに至った。財政システム上、これまでの年金会計の黒字は一般会計に組み入れられていたために、これまでの余剰分が原資とならなかった。さらに経済危機による失業者の増大が年金収入の減少につながり、失業対策として多くの労働者が早期退職制度を利用して受給したために逆に年金支出が増加するという結果となった(表5、図8参照)。ところが、名目ベースではあるが、表10のように社民党政権は年金価値の目減りを避けるために、年金水準をこの97年以降ほぼ同水準に維持している。したがってこれまでのところ年金財政状況は好転していない。

以上のように通貨・経済危機が予測できなかったものとはいえ、前述のような楽観主義からの救出率引き下げ、早期退職制度の導入という年金政策が、年金会計の点から妥当であったと言うことはできないであろう。



出典：チェコ労働社会省 2001

図 8 年金受給のパターン

表 10 年金・賃金比較(所得代替率)

	平均賃金 支給額 A	平均年金 支給額 B	B/A (%)
1989	3,170	1,598	50.4
1990	3,286	1,731	52.7
1991	3,792	2,176	57.4
1992	4,644	2,413	52.0
1993	5,817	2,734	47.0
1994	6,894	3,059	44.4
1995	8,172	3,578	43.8
1996	9,676	4,213	43.5
1997	10,691	4,840	45.3
1998	11,693	5,367	45.9
1999	12,655	5,724	45.2

出典：チェコ労働社会省, チェコ統計局, 2000

表 11 新規年金加入者数

	1999			2000		
	全体	男	女	全体	男	女
老齢年金全体	110,259	47,952	62,307	96,894	39,993	56,901
正規老齢年金	51,609	23,111	28,498	39,297	17,522	21,775
部分的老齢年金	722	132	590	546	134	412
早期退職年金	57,928	24,709	33,219	57,051	22,337	34,714
2年前	12,075	5,257	6,818	10,085	4,302	5,783
3年前	45,853	19,452	26,401	46,966	18,035	28,931

出典：チェコ労働社会省 2001

表 12 新規取得者平均年金額

	1999			2000		
	全体	男	女	全体	男	女
老齢年金全体	5,974	6,591	5,494	6,091	6,768	5,609
正規老齢年金	6,490	7,064	6,021	6,793	7,348	6,341
部分的老齢年金	2,467	2,737	2,377	2,532	2,698	2,451
早期退職年金						
2年前	5,370	5,980	4,894	5,513	6,201	4,994
3年前	5,593	6,220	5,128	5,659	6,370	5,212

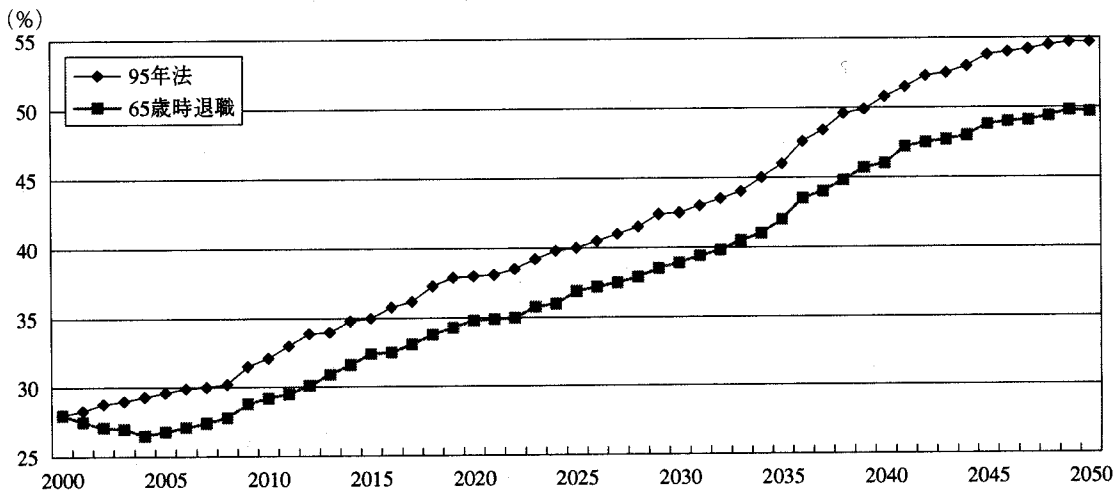
出典：チェコ労働社会省 2001

V 終わりにかえて

以上のようにチェコにおいては、公的基礎年金（第1層）として確定給付型・賦課方式を採用し、第2層として確定拠出型の民間年金ファンドが、老齢年金制度の基本スキームとなっている。近年の年金財政状況の悪化は、世界共通の少子高齢化の進行という要素も一因と考えられるものの、表8によると、1995年から2000年までの人口動態に大きな変化を見出すことができず、むしろ90年代半ばの拠出率引き下げ、早期退職制度の導入、年金会計黒字部分の一般会計への組み入れなど、年金関連政策の失敗に主要因があるといえよう⁵⁾。表10の所得代替率を維持した場合、すなわち年金給付の価値を堅持した場合、図9のように現行法では2015年には基礎年金対賃金拠出率は35パーセントにまで上昇し、2060年には拠出率が実に賃金の55パーセントに達することが見てとれる。チェコの年金改革は緊要課題なのである。

さて、第IV節で少子高齢化の進行について検討してきたが、この世界共通の深刻な問題とチェコ

での年金改革の方向性とを関連させて若干検討して本稿を終わりにしたい。繰り返し論じたようにチェコでは少子高齢化の進行と政策の失敗という深刻な問題に直面し、年金制度の抜本的改革に着手しようとしている。これまでの賦課方式による基礎年金では、今後増大する高齢人口を年金で支えることが困難である。すなわち賦課方式のみでは世代間扶養は容易ではない。そこで賦課方式と並行して確定拠出型など賃金報酬に比例させたスキームの導入が必要となる。そのなかでチェコ労働社会省年金局長クラール氏は、現行制度内改革として年金拠出率の引き上げ、所得代替率の引き下げ、年金受給年齢の引き上げなどのほかに、抜本的改革として職業別の確定拠出型年金制度の導入を唱えている⁶⁾。また金融セクターや外国投資家からは同様に個人積立口座制の導入など、個人単位の年金制度導入の声もある。EU加盟を来年に控えて欧州型の政治経済システムへの体制転換が進むなか、チェコでも労働力の流動化が進行するのは必至であろう。スウェーデンなどで採用されている自己積立型口座制は、老齢年金が各人の個人口座



注：現行の所得代替率44%としての予測。

出典：Human Development Report 1999: Czech Republic, UNDP 1999 p.119.

図9 拠出率予測

で運営されるために、職業別付加的年金ファンド制よりも、相対的に転職などの個人的環境変化だけでなく社会変化から比較的中立的なスキームと思われ、個人積立口座講座制を導入することで世代間扶養の負担を軽減させることにもなる。いずれにしても英国、ドイツでも民間確定拠出型年金スキームが導入されており、EU加盟を前後してチェコでも確定拠出型年金の充実が図られよう。

表13、表14は労働社会省の資料にあるEUと世界銀行がチェコに提示している改革案である。これによると前出のクラールの唱える方式は第4方式と推測され、EU、世界銀行ともに導入を推奨している。それだけでなく表14では両機関が、個人積立口座制など個人保険制度の導入も第3層あるいは第4層として推奨していることから、チェコにおいても早晚、職業別確定拠出型スキームと個人保険の両方式が導入されるかもしれない。

こうしたチェコ政府や国際機関のスキームに対し、現政権与党の社民党員の意見は、年金受給年齢引き上げには反対し現行システムの維持が大勢である。そして改革案として年金保険受給者と雇用者が共同で新たな年金ファンドを設立し、このファンドは国家主導で運営管理する案を示していた。クラウスのいる市民民主党は、現行システムでの受給年齢を引き上げて、さらにアメリカ型の年金スキームに近づけるために、基礎年金のみを国家が管轄し、そのほかの部分には民間に任せる方式すなわち年金ファンドや個人積立口座制の充実を唱えている。共産党は実質受給年金価値の引き上げ、受給年齢の引き下げ、民間年金ファンドの運営失敗時の国家保証を主張している。中道派のキリスト教民主同盟=チェコ人民党は、受給年齢引き上げ反対、年金支給額減額反対、賃金所得代替率50パーセントの維持を主張している⁷⁾。いずれの党も多数派ではない

表13 移行国の年金スキーム

	第1方式	第2方式	第3方式	第4方式
国家補償	あり	あり	あり	なし
対象者	一般被雇用者	一般被雇用者	一般被雇用者	職業別グループ
強制/任意	強制	強制	強制	任意
財政方式	積立方式	積立方式	キャピタル	キャピタル
年金の種類	確定給付	確定拠出	確定拠出	確定給付/確定拠出 両方式
給付レベル	固定方式あるいは従前賃金レベル・保険期間算定方式	拠出額および年金受給年齢算定方式	拠出額算定方式	拠出額算定方式
世代間負担	あり	あり	なし	なし
給付課税	非課税	非課税	非課税	非課税
管轄機関	国家あるいは公的機関	国家あるいは公的機関	民間	民間

出典：チェコ労働社会省 2002

表14 国際機関の提示年金スキーム

	1層	2層	3層	4層
EU	第1方式あるいは第2方式	第4方式	個人保険	
世界銀行	第1方式あるいは第2方式	第3方式	第4方式	個人保険

出典：チェコ労働社会省 2002

ために、年金改革の緊要性が国民に広く自覚されたとしても、これまで同様に、チェコの年金改革が急激に進展すると予測するのは難しいかもしれない。すなわちチェコにおいても、職業間・世代間利害調整の困難性が浮き彫りになっているといえよう。

注

* 本稿、注、参考文献でのチェコ語標記は英字とする。また本稿は平成14年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(2), 14530071)による研究成果の一部である。

- 1) 池本修一「体制転換プロセスとチェコ経済」梓出版社, 2002年11月, 参照。
- 2) 池本修一「チェコ・スロヴァキアにおけるクーポン私有化の一考察」『一橋論叢』第114号第6号, 1995年12月。
- 3) クラウスは一貫して彼の信念を変えない姿勢(市場主義)をとるが、政治的にはこうした現実的な解決法をしばしば採用する。
- 4) 分母が就業年齢人口すなわち15歳から64歳である。
- 5) 他には経済悪化による年金収入減少, 増大する失業者対策としての早期退職制度の悪用などによる年金支出増大などの要因が考えられよう。
- 6) 2003年1月, チェコ労働社会省年金局長クラール氏

との聞き取り調査。

- 7) 2003年1月, マハ氏との聞き取り調査および Macha 1999 参照。

参考文献

Kral, J. 2002. *Risk management and regulation of defined contribution schemes: The national experience of the Czech Republic*. Seminar for Social Security Actuaries and Statisticians: Actuarial Aspects of Pension Reform, ISSA, Moscow.

Macha, M. 1999. "Political Actors and Reform Paradigms in Czech Old-Age Security." *Transformation of Social Security: Pensions in Central-Eastern Europe*.

チェコ労働社会省 2000, *Basic Indicators of Labour and Social Protection in the Czech Republic*. Ministry of Labour and Social Affairs.

Duchodova Reforma III, 2001 (『年金改革III』本稿では「チェコ労働社会省 2001年」と表示)。

System Duchodoveho Pojisteni v CR, 2002 (『チェコ共和国の年金システム』本稿では「チェコ労働社会省 2002年」と表示)。

UNDP. 1999. *Human Development Report 1999: Czech Republic*. UNDP.

(いけもと・しゅういち 日本大学教授)